

# 大阪市

## 保育送迎バス事業 実施法人募集要項

### <実施場所>

送迎元 大阪市公文書館

送迎先 森ノ宮中央1丁目保育所用地

### <実施事業>

次の①～③の全事業を実施

①小規模保育事業所設置・運営

②保育送迎ステーション設置運営・バス送迎

③認可保育所設置・運営

### <開設期限>

① 平成30年10月1日

②③ 平成31年4月1日

平成29年10月

大阪市こども青少年局  
保育施策部保育企画課

# 目 次

1 募集の趣旨	3
2 募集にあたっての注意事項	3
3 事業の概要	4
(1) 保育送迎ステーションの設置運営及びバスによる送迎の実施	
(2) 大阪市公文書館に併設する小規模保育事業所の設置及び運営	
(3) 送迎先となる認可保育所の設置及び運営	
4 応募資格	6
5 運営開始時期	6
6 事業の実施要件	6
(1) 保育送迎ステーション及びバスによる送迎にかかる条件	
(2) 大阪市公文書館に併設する小規模保育事業所にかかる条件	
(3) 送迎先となる認可保育所にかかる条件	
(4) その他事業にかかる条件	
7 大阪市公文書館の使用条件	9
8 森ノ宮中央1丁目保育所用地の貸付条件	10
9 整備にかかる補助金	11
10 保育送迎ステーションの運営及びバス送迎の実施にかかる補助金	13
11 欠格事項	13
12 失格事項	14
13 応募手続き	14
14 実施法人の選定	17

15	応募費用について	・・・・・・・・・・	18
16	実施法人の選定結果について	・・・・・・・・・・	18
17	実施法人の選定までのスケジュール	・・・・・・・・・・	19
<b>参考</b>	平成 29 年 4 月 1 日時点の待機児童数等（区別・年齢別）	・・・・・・・・・・	20
<b>質問票</b>	大阪市保育送迎バス事業実施法人募集	・・・・・・・・・・	21
別添 1	大阪市保育送迎バス事業実施要領	・・・・・・・・・・	22
別添 2	大阪市公文書館 施設内保育施設設置・運営にかかる諸条件	・・・・・・・・・・	25
別添 3	森ノ宮中央 1 丁目保育所用地の地図等	・・・・・・・・・・	37
	・位置図		
	・地積測量図		
	・埋蔵文化財の本格調査実施済部分を示す図		
	・埋蔵文化財の本格調査実施済部分の敷地図		
	・中央区森ノ宮 1 丁目における森の宮遺跡・大坂城遺跡発掘調査完了報告書		

## 1 募集の趣旨

大阪市では、増加する多様な地域の保育ニーズに対応するため、認可保育所や認定こども園の整備、地域型保育事業の実施などにより入所枠の拡充を図っております。

都心部においては、保育所の用地の確保が特に困難であるため、認可保育所等の整備のほか、バス送迎等を活用して認可保育所等の広域的な利用を推進するなど、待機児童解消に向けあらゆる取り組みを進めてまいります。

この取り組みの一つとして、大阪市公文書館及び森ノ宮中央1丁目保育所用地を活用した保育送迎バス事業を実施する法人（以下「法人」といいます。）を募集します。

## 2 募集にあたっての注意事項

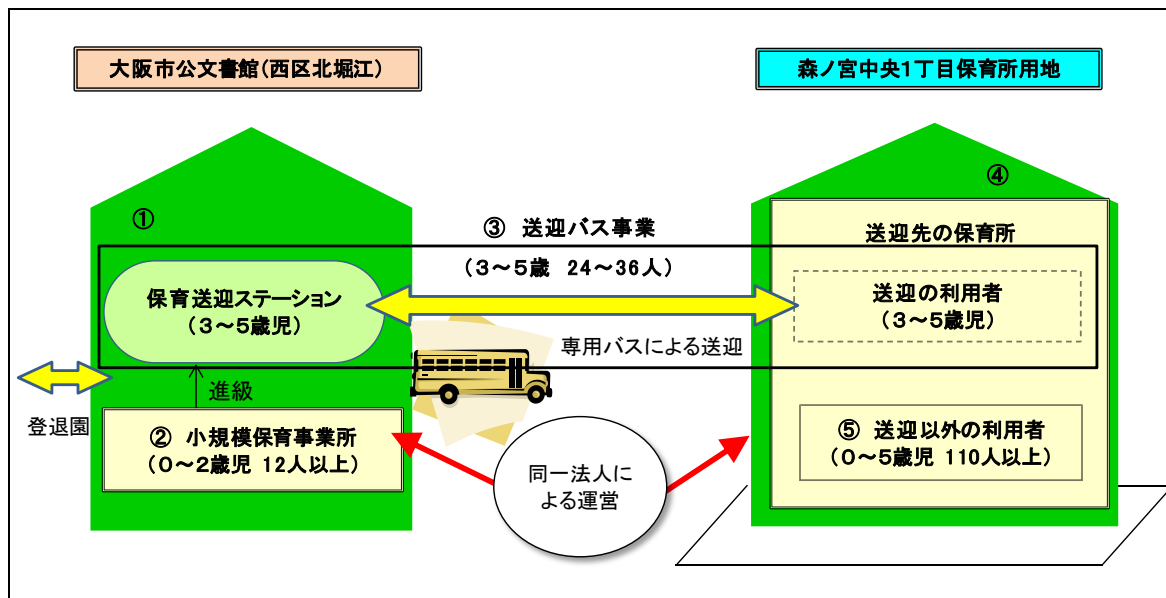
- (1) 事情により本募集要項の内容が変更となる場合がありますので、ホームページや問い合わせ等により、最新の状況を確認するようにしてください。
- (2) 本募集要項の定義などは、大阪市の解釈によるものとします。
- (3) 保育所等の設置及び運営にあたっては、施設利用者はもとより、地域住民の方々に配慮し、法人自身の責任において誠意をもって対応してください。
- (4) ご不明な点やご質問がありましたら、\_\_\_ページの「質問票」に記入し、FAXで送信してください。原則として、個別には回答しませんが、同種の質問と合わせて、大阪市ホームページ上で回答します。なお、個別の内容につきましては、応募相談をお申し込みください。

### 3 事業の概要

本事業は、次の①～⑤に掲げるすべての整備及び事業運営を実施するものであり、これにより西区北堀江及び中央区森ノ宮の児童が0歳から小学校就学前まで一貫した保育を受けることができるようにするものです。

- ①保育需要が高い西区北堀江にある大阪市公文書館に小規模保育事業所（0～2歳児）と保育送迎ステーション（3～5歳児）を設置し、
- ②この地域の0～2歳児を、小規模保育事業所において保育するとともに、
- ③この地域の3～5歳児を、保育送迎ステーションにおいて保護者から預かり、当該児童を送迎用のバス（マイクロバス、ワンボックス等車種を問いません。）により中央区森ノ宮中央の認可保育所に送迎するものです。
- ④本事業の実施にあたっては、本市が貸付を行う中央区森ノ宮中央1丁目の市有地に、送迎先となる認可保育所を新たに整備することを条件とします。
- ⑤本市有地に整備する認可保育所では、送迎の利用者のほか、地域の児童の受入れも行うものとします。

【保育送迎バス事業のイメージ】



#### (1) 保育送迎ステーションの設置運営及びバスによる送迎の実施

大阪市公文書館の指定の場所に、「5 運営開始時期」に記載する時期までに、保育送迎ステーションを整備したうえで、「ウ 実施事業の内容」記載のとおり事業を実施してください。

##### ア 保育送迎ステーションの設置場所

大阪市公文書館 1階講座室  
住居表示 大阪市西区北堀江4丁目3番14号  
使用面積 約93㎡（建物）  
使用方法 行政財産の目的外使用許可による

##### イ 利用対象者

- ・利用対象者は、保育認定を受けた3～5歳児のうち、居住地と森ノ宮中央1丁目に

設置する送迎先の認可保育所が離れているためにバスによる送迎が必要な者とし  
ます。

- ・0～2歳児は送迎の対象としません。
- ・利用にあたっては、送迎先の認可保育所の利用申込の際に本事業の利用申込を行う  
ものとします。

#### ウ 実施事業の内容

- ① 朝については、保育送迎ステーションにおいて保護者から児童を預かり、認可保  
育所への送迎の時間まで保育送迎ステーションにおいて一時的に保育します。
- ② 保育送迎ステーションに集まった児童を、順次、送迎先の認可保育所までバスに  
より送迎します。
- ③ 日中については、送迎先の認可保育所において児童を保育します。
- ④ 夕方については、送迎先の認可保育所にいる児童を、保護者が保育送迎ステー  
ションに迎えにくる予定時刻に向けて、順次、保育送迎ステーションまでバスによ  
り送迎します。
- ⑤ 保育送迎ステーションに戻ってきた児童を、保護者が迎えにくるまで保育送迎ス  
テーションにおいて一時的に保育します。

#### エ 定員

- ・定員は、24～36人（3～5歳児）とします。
- ・定員構成は、公文書館に設置する小規模保育事業所の利用児童が3歳児となったと  
きに、その全員をバス送迎の対象とできるようにするとともに、  
3歳児≦4歳児≦5歳児となるように設定してください。

### (2) 大阪市公文書館に併設する小規模保育事業所の設置及び運営

大阪市公文書館の指定の場所に、「5 運営開始時期」記載の時期までに、小規模保育  
事業所（A型又はB型）を整備し、事業認可を受けて、運営を開始してください。

#### ア 小規模保育事業所の設置場所

上記（1）「ア 保育送迎ステーションの設置場所」記載の保育送迎ステーションの  
設置場所に併設

#### イ 利用対象者

利用対象者は、保育認定を受けた0～2歳児で、3歳児となった以後本事業による  
送迎を利用して森ノ宮中央1丁目に設置する送迎先の認可保育所の利用を希望して  
いる者としてします。

#### ウ 定員

- ・定員は12人以上（0～2歳児）とします。
- ・定員の構成は、0歳児を1人以上とし、  
0歳児≦1歳児≦2歳児となるように設定してください。

### (3) 送迎先となる認可保育所の設置及び運営

次の市有地を本市から保育用途で借り受け、「5 運営開始時期」記載の時期までに、  
保育所の建物（外構、屋外遊戯場等を含む。）を整備し、設置認可を受けて、認可保育所

の運営を開始し、保育送迎ステーションから送迎される児童及び保育所設置地域の児童の保育を実施してください。

#### ア 貸付を行う市有地

森ノ宮中央1丁目保育所用地

(もと森ノ宮移動入浴サービスセンター・もと市立労働会館駐車場)

所 在 大阪府中央区森ノ宮中央1丁目11番3(地番)

貸付面積 約1,487㎡(土地)

貸付方法 事業用定期借地権設定契約による

#### イ 利用対象者

次の(ア)及び(イ)に該当する者とします。

##### (ア) 送迎利用者

「(1) 保育送迎ステーションの設置運営及びバスによる送迎の実施」のバス送迎を利用する者。

##### (イ) 保育所設置地域の利用者(送迎以外の利用者)

保育認定を受けた0~5歳児のうち、バス送迎を利用せずに、本件認可保育所の利用を希望する者。

#### ウ 定員

- ・送迎利用者の定員24~36人(3~5歳児)に、送迎以外の利用者の定員110人以上(0~2歳児30人以上、3~5歳児50人以上)を加えたものとしてください。
- ・送迎以外の定員の構成は、0歳児を3人以上とし、0歳児≤1歳児≤2歳児<3歳児≤4歳児≤5歳児となるように設定してください。

## 4 応募資格

平成29年10月1日現在、認可保育所(保育所型認定こども園含む。)、幼保連携型認定こども園又は幼稚園(幼稚園型認定こども園含む。)を設置・運営している法人のうち、児童福祉法第35条第5項各号の要件を満たすものとします。

## 5 運営開始時期

- (1) 保育送迎ステーションに併設する小規模保育事業所  
平成30年10月1日までに運営を開始してください。
- (2) 保育送迎ステーション及び送迎先となる認可保育所  
平成31年4月1日までに運営を開始してください。

## 6 事業の実施要件

- (1) 保育送迎ステーション及びバスによる送迎にかかる条件

#### ア 保育送迎ステーションの開所時間

午前7時30分~午前9時30分及び午後3時30分~午後6時30分を基本とし、その地域における対象児童の保護者の労働時間、送迎先の認可保育所の開所時間及び送迎に要する時間等を考慮し、午前は2時間以上及び午後は3時間以上で設定す

ること。

#### イ 送迎保育の運用に関する要件

(ア) 朝については、送迎先の認可保育所に勤務する保育士が、保育送迎ステーションにて児童を保護者から預かり、児童をバスにて送迎先の認可保育所に送迎する際にはバスに添乗すること。

(イ) 夕方については、送迎先の認可保育所に勤務する保育士が、児童をバスにて保育送迎ステーションに送迎する際にはバスに添乗し、保育送迎ステーションにおいて保護者の迎えに立ち会うこと。

#### ウ 保育送迎ステーションの設備及び運営に関する基準

(ア) 同時に保育送迎ステーションに滞在する児童数が概ね12人以下となるように複数回に分けて送迎を行うものとし、保育送迎ステーションの保育室の面積は19.8㎡以上とすること。

(イ) 保育送迎ステーションに滞在する児童がいる時間の保育送迎ステーションの保育士の配置は、現に保育送迎ステーションに滞在している児童数に応じて、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」(平成13年3月29日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に定める「認可外保育施設指導監督基準」(以下「指導監督基準」という。)に定める人数を下回らないようにすること。

(ウ) 上記のほか、保育送迎ステーションにおいては、指導監督基準に従い、安全かつ安心な預かりができる施設の設備を整備し、児童を保育すること。

(エ) 保育送迎ステーションには、児童出退名簿を備え、各児童の保護者からの預かり、送迎先保育所への出発、送迎先保育所からの帰着及び保護者への引き渡しの時刻を記録すること。

#### エ バスによる送迎についての要件

(ア) 児童の送迎に用いるバスは、法人において確保すること。

(イ) 児童の送迎に用いるバスには、幼児専用座席が設置され、運転手とは別に添乗する保育士の座席が設置されていること。

(ウ) 送迎経路の設定にあたっては、児童の安全・保育活動に与える影響を十分に考慮すること。また、送迎経路については、保護者に説明を行うこと。

(エ) 送迎バスには、児童乗降車名簿を備え、各児童の乗車及び降車の場所及び時刻を記録すること。

(オ) 上記のほか、バスにより児童の送迎を行う際には、道路運送車両法、道路交通法など関係法令を遵守するとともに、児童の乗降車及びバスの送迎中の安全管理を徹底すること。

(カ) 児童の送迎に用いるバスの運行を外部委託することは妨げない。この場合であっても、バスには送迎先の認可保育所に勤務する保育士を添乗させるものとする。

#### オ 「大阪市保育送迎バス事業実施要領」に定める基準の遵守

上記のほか、大阪市が定める「大阪市保育送迎バス事業実施要領」に定める基準に従うこと。

(2) 大阪市公文書館に併設する小規模保育事業所にかかる条件



- ・小規模保育事業所の設備及び運営にあたっては、「大阪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年大阪市条例第 101 号）」その他関係法令に定める基準に従うこと。
- ・詳細の条件は、「地域型保育事業所の開設・運営の手引き」を参照すること。  
<http://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000388097.html>

### （３）送迎先となる認可保育所にかかる条件

#### ア 認可保育所の設備及び運営にかかる要件

- ・認可保育所の設備及び運営にあたっては、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年大阪市条例第 49 号）」その他関係法令に定める基準に従うこと。
- ・施設長は、保育士資格を有する者とする。
- ・本件敷地内に、定員に応じ「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」上必要となる面積の屋外遊戯場を確保すること。
- ・本件敷地内に、児童の送迎に用いるバスを駐車し、児童が安全に乗降車できる場所を整備すること。
- ・送迎先となる認可保育所には、送迎を利用する児童にかかる出退名簿を備え、各児童の認可保育所への到着及び保育送迎ステーションへの出発の時刻を記録するものとし、認可保育所に到着した児童及び保育送迎ステーションへ出発した児童の情報を、保育送迎ステーションに報告するものとする。
- ・上記のほか詳細の条件は、「認可保育所の開設・運営について」を参照すること。  
<http://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000388097.html>

#### イ 職員配置にかかる留意事項

保育送迎ステーションの業務に従事し、バスに添乗している保育士については、その間、送迎先の認可保育所の保育士の基準配置数に含まれないものとする。

#### ウ 大阪市公文書館に併設される小規模保育事業所を利用する児童の受入れ

大阪市公文書館に併設される小規模保育事業所の連携施設となり、同事業所を利用する児童が 3 歳児となったときの受入先となること。

### （４）その他事業にかかる条件

#### ア 連絡体制の整備

児童の健康状態、事故の発生などについて、保育送迎ステーション、保護者、送迎先の認可保育所の間で密接な連絡が取れる体制を整えること。

#### イ 送迎先の認可保育所の保育士と保護者との連携

保護者と送迎に従事する保育士及びその他認可保育所に勤務する保育士の間で、保育所における子どもの生活及び行動にかかる情報の共有を図ること。

#### ウ 事故時の補償

本事業中の事故による児童の傷害について確実な補償がなされるよう傷害保険に加入するなどの適切な措置を講じること。

#### エ 個人情報取扱い

本事業における個人情報の取扱いにあたっては、「大阪市個人情報保護条例」及び「大阪市個人情報取扱指針」を遵守すること。

## 7 大阪市公文書館の使用条件

### (1) 使用の方式

行政財産の目的外使用許可（地方自治法第238条の4第7項）による  
（私法上の建物賃借契約ではない。）

### (2) 使用目的

保育送迎ステーション及び小規模保育事業所の設置・運営のため

### (3) 使用許可期間

#### ア 開設準備期間

整備工事開始日（平成30年6月予定）から運営開始日前日（平成30年9月末）まで

#### イ 運営開始後

- 平成30年10月1日から平成31年3月31日まで  
（平成30年10月1日より早期に運営開始する場合は、  
運営開始日から平成31年3月31日までとします。）
- 更新を希望する場合は、平成31年2月末までに申請を行うことにより、  
平成31年4月1日から平成32年3月31日まで更新を行うことができます。
- その後、年度毎に申請を行うことにより、平成41年3月31日を超えない範囲で  
更新することができます。
- 更新を希望しない場合は、期間満了の6か月前までに書面により意思表示すること  
とします。

#### ウ 平成41年4月1日以降の取扱い

保育需要を考慮し、引き続き施設運営が必要であると本市が判断した場合は、実施  
法人と協議のうえ、施設運営を継続することがあります。

### (4) 使用料

#### ア 開設準備期間

免除

#### イ 運営開始後

使用料は、大阪市財産条例第7条に定めるところによりますが、下記の額となるよ  
うに減額します。

- 月額 {「単価（810円）」＋「賃借料加算」} × 「小規模保育事業所の利用定員」  
（消費税及び地方消費税込み）
- 使用料は、給付費の変動等を反映させ年度ごとに改定する。

### (5) 保証金

上記使用料の4ヶ月分

### (6) 詳細条件

別紙「大阪市公文書館 施設内保育施設設置・運営にかかる諸条件」のとおり

## 8 森ノ宮中央1丁目保育所用地の貸付条件

### (1) 貸付期間及び貸付け方式

#### ア 開設準備期間

整備工事開始日（平成30年6月予定）から運営開始日前日（平成31年3月末）まで使用貸借契約を締結します。

#### イ 運営開始後

- 平成31年4月1日から平成66年3月31日まで事業用定期借地権設定契約を締結します。  
（平成31年4月1日より早期に運営開始する場合は、運営開始日から平成66年3月31日までとします。）

- 本契約については契約の更新はありません。

なお、本期間には建物の解体撤去工事等の原状回復の期間を含むものとします。

### (2) 貸付目的

送迎先の認可保育所の用に供する建物及び建物以外の構造物を整備し、これらを所有するためその全部について自ら使用するものとし、他の目的に使用できないものとします。

### (3) 賃料

#### ア 開設準備期間（使用貸借契約期間）

無償

#### イ 運営開始後（事業用定期借地権設定契約期間）

- 月額 「月額単価（450円）」×「利用人員（※）」  
※当該月の属する年（1月分から6月分までについては当該月の属する年の前年）の4月1日の利用児童数を乗じて得た額とします。ただし、運営開始日から運営開始日以降最初の6月までの月分においては、法人が提案した定員とします。
- 法令及び大阪市財産条例の改正、並びに子ども・子育て支援法附則第6条第1項に定める委託費の改定その他経済情勢の変動により不相当となったときは改定することがあります。

### (4) 契約保証金

(3) イに定める賃料の12ヵ月分

### (5) 特記事項

#### ア 埋蔵文化財について

- 本件市有地は、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地「大坂城跡・森の宮遺跡」内にあります。このため、認可保育所の整備にあたり、同法第93条による届出を工事着手60日前までに行う必要があります。なお、本件市有地のうち、別図に掲げる東側の一部については本格的な調査を実施しています。それら以外については、本市で事前に実施した試掘調査の結果、現地表面下120cm以下において埋蔵文化財の所在が確認されました。このため、本件市有地の東側の一部以外において、埋蔵文化財に影響を与える工事を実施する場合は、本格的な発掘調査を実施する必要があります。
- 発掘調査は、法人が実施するものとし、その費用は法人の負担とします。

発掘調査に要する費用に応じて（３）記載の賃料を減額することはありません。

- 本格的な発掘調査が必要となる場合であっても、平成31年4月認可保育所開設を踏まえ、調査期間も考慮した適切な整備計画としてください。
- 希望者には、埋蔵文化財の調査にかかる資料を配布しますので、ご確認ください。
- 応募希望者には、応募書類の作成にあたり、教育委員会事務局総務部文化財保護課（06-6208-9168）と事前協議することができます。事前協議にあたっては、必ず電話で日程調整してください。

#### イ 開発協議・道路拡幅について

- 本件市有地における認可保育所の整備は、2つの敷地を統合し、面積が500平方メートル以上となる建築物等の敷地を新たに設定するものとなるため、開発許可の対象となる開発行為となります。建築確認申請を行う前までに開発協議を行い、必要な許可等を得るようにしてください。
- 本件市有地に接する道路の幅員はいずれも9m未満となります。今回の認可保育所整備は開発行為に該当することから、主たる出入口に接する道路については、幅員を建築基準法上の道路が3以上集まる任意の交差点まで9m以上に拡幅する必要があります。
- この道路の拡幅は、法人が実施するものとし、その費用は法人の負担とします。

#### ウ 地上工作物の撤去

- 本件市有地上にある本市所有の工作物等は、法人において撤去してください。その費用は法人の負担とします。

#### エ 電柱等の移設について

- 本件市有地の周囲には多数の電柱等が存在します。これらの移設が必要なときは、法人が所有者と協議を行い、費用負担等を行ってください。

#### オ 原状回復について

- 事業用定期借地権設定契約期間満了時または契約を解除されたときは法人の費用をもって原状に回復のうえ本市に返還してください。なお、現在本件市有地上にある本市所有の工作物等については、原状回復の必要はありません。

## 9 整備にかかる補助金

### (1) 保育送迎ステーションの設置

保育送迎ステーションの整備に要する経費について、次のとおり補助金を交付します。

#### ア 補助対象経費

(ア) 保育送迎ステーションの整備のための公文書館の改修工事に必要な工事請負費、工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）、実施設計に要する費用及び開設準備に必要な費用。

(イ) 児童の送迎に用いる自動車の購入費

#### イ 補助基準額

(ア) 10,000,000円

(イ) 7,500,000円

(購入する自動車が2台以上である場合は15,000,000円)

ウ 補助額

補助金の額は、補助対象経費と総事業費から収入を差し引いた額とを比較して少ない方の額と、補助基準額とを比較して少ない方の額とします。

(2) 小規模保育事業所の設置

小規模保育事業所の整備に要する経費については、国の保育対策等促進事業費補助金の対象事業となることを条件に、大阪市から法人に補助金を交付します。

以下に現時点の案を記載しておりますが、今後変更される可能性があります。

ア 補助対象経費

小規模保育事業所の整備のための公文書館の改修工事に必要な工事請負費、工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）、実施設計に要する費用及び開設準備に必要な費用。

イ 補助基準額

22,000,000円

ウ 補助額

補助金の額は、(ア) 補助対象経費と総事業費から収入を差し引いた額とを比較して少ない方の額と、(イ) 補助基準額とを比較して少ない方の額を補助基本額とし、補助基本額に3/4を乗じて得た額

<参考> 「(ア) の額」 > 「(イ) の額」 の場合 (補助額上限)

$$22,000 \text{千円 (補助基準額)} \times 3/4 \text{ (補助率)} = \boxed{16,500 \text{千円}}$$

(3) 送迎先の認可保育所の設置

送迎先の認可保育所の整備に要する経費については、国の保育所整備等交付金の対象事業となることを条件に、大阪市から法人に補助金を交付します。

以下に現時点の案を記載しておりますが、今後変更される可能性があります。

ア 補助対象経費

認可保育所の建設整備に必要な工事請負費、工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）、実施設計に要する費用及び開設準備に必要な費用。

土地の整地に要する費用、職員の宿舎に要する費用その他保育所の施設整備費として適当と認められない費用は、補助対象外となります。

イ 補助基準額

「補助基準額」 = 「本体工事費」 + 「設計料加算」 + 「開設準備費」

補助基準額	本体工事費	設計料加算	開設準備費
191,382 千円	180,600 千円	9,030 千円	1,752 千円

※ 募集定員146人による単価とする。

ウ 補助額

「(ア) と (イ) とを比較し少ない方の額」×「(国負担率+市負担率) / 国負担率」

(ア) アの補助対象経費と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に国負担率(2/3)を乗じた額

(イ) イの補助基準額

<参考> 「(ア)の額」>「(イ)の額」の場合(補助額上限)

補助基準額	(国+市)/国	補助額
191,382 千円	9/8	215,304 千円

(4) その他補助金の交付要件

- ・工事業者は大阪市入札参加資格業者より入札で決定すること。
- ・実施設計契約及び工事請負契約は、補助金の交付決定後とすること。
- ・国から市への交付決定(内示)時期にもよるが、市からの交付決定の時期が平成30年4月以降となり、工事着手が平成30年6月以降となる見込みであるため、それを考慮のうえ整備計画を策定すること。
- ・保育施設等を廃止した場合や備品を処分した場合は、運営した期間に応じて補助金の返還が生じることがある。

## 10 保育送迎ステーションの運営及びバス送迎の実施にかかる補助金

保育送迎ステーション及びバス送迎にかかる経費について、国の保育対策等促進事業費補助金の対象事業となることを条件に、次のとおり補助金を交付します。

### ア 補助対象経費

- (ア) 児童の送迎に用いる自動車の賃借料
- (イ) 児童の送迎に従事する自動車運転手の雇用費
- (ウ) 児童の送迎に従事する保育士の雇用費
- (エ) 保育送迎ステーションの運営に要する経費、自動車の維持・運行に要する経費及びその他事業費

### イ 補助額

補助額は、1年間につき次の(ア)～(エ)の総額とします。

- (ア) 「ア(ア)」の額と3,750,000円(賃借する自動車が2台以上である場合は7,500,000円)を比較して少ない方の額
- (イ) 「ア(イ)」の額と5,000,000円を比較して少ない方の額
- (ウ) 「ア(ウ)」の額と5,000,000円を比較して少ない方の額
- (エ) 「ア(エ)」の額と10,000,000円を比較して少ない方の額

### ウ その他

児童の送迎に用いる自動車の購入について、本市の整備費補助金又は本市以外の団体から補助金を受けた場合は、ア(ア)にかかる経費については、補助の対象としません。

## 11 欠格事項

次の各号のいずれかに該当する法人は、選考を受けることができません。

- (1) 応募者が地方自治法施行令第167条の4の規定に該当すると認められるとき

(2) 大阪市契約関係暴力団等排除措置要綱別表各号に掲げる次のいずれかに該当すると認められるとき

ア 応募者又はその役員等が、暴力団員であると認められるとき

イ 応募者又はその役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき

ウ 応募者又はその役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき

エ 応募者又はその役員等が、暴力団又は暴力団員と飲食や旅行を共にするなど、社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき

オ 応募者又はその役員等が、下請契約、資材、原材料の購入契約又はそのほかの契約に当たり、その契約相手方の入札参加資格の有無にかかわらず、上記アからエに該当する者であることを知りながら、当該契約を締結したと認められるとき

## 1.2 失格事項

次の各号のいずれかに該当する場合は、法人選定の対象から除外します。

- (1) 選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 提出書類の記載内容に齟齬があった場合
- (4) この要項に違反又は著しく逸脱した場合
- (5) その他不正行為があった場合

## 1.3 応募手続き

(1) 募集要項の配布

ア 配布期間

平成29年10月2日（月）から平成29年11月27日（月）まで

の午前9時から午後5時30分まで

（ただし、土曜日・日曜日・祝日等市役所閉庁日は除く）

イ 配布場所

大阪市役所2階 大阪市こども青少年局保育施策部保育企画課 窓口

大阪市北区中之島1-3-20 2階北東側

※募集要項及び様式は大阪市こども青少年局ホームページよりダウンロード  
できます。

(2) 応募相談について

次の期間中、募集に関する応募相談を受け付けます。なお、事前予約をお願いします。

【応募相談の申し込みについて（予約制）】

応募相談は、前日までに必ず電話で予約をしていただき、ご相談内容、人数、日時などをお伝えください。なお、応募事業者へ確認する内容もありますので、コンサルタントの方のみでの来庁はご遠慮ください。予約状況により、希望の日時に対応がで

きない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

【応募相談期間】

平成29年10月12日（木）から平成29年11月27日（月）まで

10時、11時、14時、15時、16時 の5区分で各1時間以内

【相談できる内容】

- ・保育送迎バス事業の内容説明
- ・応募可能な法人であるか否かの確認
- ・提出書類に関すること

【ご相談問い合わせ先・事前相談場所】

大阪市北区中之島1-3-20 2階北東側

大阪市役所 こども青少年局保育施策部 保育企画課

電話 06-6208-8126

(3) 事業者説明会

次のとおり事業者説明会を開催します。事前申し込みは不要です。

- ア 開催日時 平成29年10月11日（水）午前10時30分～正午
- イ 開催場所 大阪市役所本庁舎 2階201会議室  
大阪市北区中之島1-3-20
- ウ 内 容 募集要項（事業の実施要件・スケジュール・補助金等）の説明  
市有財産の使用（貸付）条件等  
質疑応答 ほか

(4) 公文書館の現地見学会

次のとおり大阪市公文書館の現地見学会を実施します。事前申し込みは不要です。

- ア 実施日時 平成29年10月11日（水）午後1時30分～午後4時30分
- イ 場 所 大阪市公文書館 1階講座室

【留意事項等】

- ア) 事前申し込みや予約は不要ですので、上記時間内に、上記場所まで直接お越しいただき、受付等を行ってください。
- イ) 自動車をご利用の際は、ご自身の負担において駐車場等を確保してください。
- ウ) 他の来庁者もおられますので、必ず現地職員の指示に従って見学を行ってください。
- エ) 設置予定場所の現在の使用状況等により、一部の設備やエリアを見学できない場合もありますのでご了承ください。
- オ) 現地見学会の参加は必須ではありませんが、事業計画等の検討にあたって、現地の状況を確認いただくことが望ましいと考えております。

(5) 応募にかかる事前登録

ア 事前登録

応募する場合は所定の申込書（様式第1号）に必要事項を記載し、添付書類を添えて、事前登録を行ってください。なお、事前登録とあわせて応募書類をご提出いただ



けます。

イ 事前登録受付期間

平成29年10月12日（木）から平成29年11月27日（月）まで

（ただし、土曜日・日曜日・祝日等市役所閉庁日は除く）

午前9時から正午まで、及び午後1時30分から午後5時30分まで

事前登録の書類は原則持参としますが、送付による場合は書留に限ることとし、  
受付期間最終日の午後5時30分までに必着とします。

ウ 受付場所

大阪市北区中之島1-3-20 2階北東側

大阪市役所 こども青少年局保育施策部 保育企画課

エ 事前登録書類（1部）

- ① 事前登録申込書 様式第1号
- ② 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）及び印鑑登録証明書  
※いずれも原本かつ発行後3か月以内のものが必要
- ③ 誓約書（様式第2号）
- ④ 事前登録チェック表（様式第3号）
- ⑤ 整備工事スケジュール表（様式については任意）  
工事入札、工事契約、工事着工、事業開始時期等が記載されたもの。

（6）応募書類の受付期間

平成29年10月12日（木）から平成29年11月27日（月）まで

（ただし、土曜日・日曜日・祝日等市役所閉庁日は除く）

午前9時から正午まで、及び午後1時30分から午後5時30分まで

※応募書類の提出は持参のみの受付とし、郵送等による受け付けは行いません。

なお、書類持参時に提出書類が揃っているか確認を行います。確認に時間を要する場合がありますので、必ず事前に連絡をお願いいたします。

※応募期間中の書類差替えは可能としますが、応募期間終了後は、本市から指示した事項を除き、原則、書類差替え等を行えません。

（7）応募書類にかかる留意事項

応募書類は、正本1部、写し6部の計7部必要です。提出書類一覧表（チェック表）等を参照のうえ、必要書類を提出してください。

応募書類は、提出書類一覧表（チェック表）の提出書類番号ごとにインデックスを付け、通し番号でページ番号を付与したうえで、1部ずつA4ファイルに穴を開けて綴じてください。

募書類の詳細は、提出書類一覧表（チェック表）にて確認し、提出前にチェックを行ってください。

なお、提出書類一覧表（チェック表）は、提出時のチェック作業にも使用しますので、他の書類と併せて提出してください。

- 提出した申請書類の内容変更及び追加書類の提出は、受付期間終了後は認めません。ただし、市から資料追加要求があった場合はこの限りではありません。
- 応募書類は、様式の定めがある場合を除き、原則として、日本語、A4縦型（図面も含めて）、横書きで作成すること。両面印刷での提出も可能です。
- ○ フラットファイル（背表紙伸縮式含）、パイプ式ファイルに綴じて提出してください。  
× クリヤーブック、Z式ファイル、リングファイルは使用しないでください。
- 応募書類は返却しません。
- 応募提案については、選定終了後など必要に応じ、その内容を公表する場合があります。ただし、応募者の正当な利益を害するものについては、非公開とします。
- 提出書類の中に、保護者や児童の氏名など応募に直接関係のない個人情報が含まれる場合は、黒塗りするなど個人情報の取り扱いに留意してください。

## 14 実施法人の選定

### (1) 実施法人の選定について

- ① 実施法人の審査は、外部有識者で構成する審査会により行います。
- ② 応募法人は、書類及びヒアリングによって総合的に審査します。
- ③ 応募法人が1法人の場合、法人としての適格性を審査します。
- ④ 審査にあたっては審査基準に基づき行います。
- ⑤ 法人は審査会の評価及び審査意見を踏まえて、本市が決定します。

### (2) 審査会及び選定方法について

#### ① 審査会におけるヒアリング

審査におけるヒアリングへは、応募法人の代表者（又は事業責任者）及び送迎先となる認可保育所の施設長予定者の出席が必要となります。

（応募法人職員及び採用予定者しか出席できません。）

#### ② 審査会におけるヒアリングの日程について

平成29年12月上旬に実施します。応募申請後、日程が確定次第、応募法人代表者宛てに通知します。なお、ヒアリングに出席できない場合は、審査対象から除外としますので、あらかじめご了承ください。

#### ③ 選定方法

- 審査会において「法人の概要」、「事業計画」、「整備計画」の3項目の合計点数において60%以上獲得し、かつ、3項目全てにおいて50%の点数を獲得した法人を選考の対象とします。
- 採点の結果、最上位の者を実施法人として選定します。

### (3) 審査項目

	審査内容（概要）	配点
法人の概要	①運営理念について ②法人の役員構成又は、法人事業部等の組織体制について ③代表者・事業責任者について ④良好な運営確保についての方法及び考え方について ⑤財政基盤・財務状況について ⑥規程整備について	3割程度
事業計画	①施設運営に係る収支予算計画について ②運営方針について ③施設長予定者及びその運用方法について ④職員配置計画について ⑤職員研修・人材育成に関する考えについて ⑥保育課程、年間指導計画、送迎事業を利用する児童の日課（保育送迎ステーションでの過ごし方含む）等について ⑦給食について ⑧通常時及び非常時の安全管理について ⑨こどもの虐待防止の取組について ⑩苦情処理の取組について ⑪送迎計画について	5割程度
整備計画	①施設整備に係る資金計画について ②認可基準に関わる設備について ③認可基準外の設備等（保育送迎ステーションを含む）について ④屋外遊戯場（園庭）について	2割程度

※ 審査項目の内容は変更することがあります。

#### 15 応募費用について

応募にかかる一切の費用は、応募法人の負担とします。

#### 16 法人の選定結果について

選定結果は、応募法人に通知するとともに、大阪市ホームページ上で公表します。

なお、選定された法人の法人名のみ公表し、選定されなかった法人の法人名は掲載しません。

## 17 実施法人選定までのスケジュール

内 容	日 程
募集開始	平成29年10月2日（月）
事業者説明会 公文書館現地見学会	平成29年10月11日（水）
応募相談期間	平成29年10月12日（木）から応募受付期間最終日まで
事前登録受付期間 応募書類受付期間	平成29年10月12日（木）～平成29年11月27日（月） 今回は、事前登録受付と応募書類受付を同期間を実施します。
審査会開催期間	平成29年12月上旬（予定）
審査結果の公表	平成29年12月中旬（予定）

参考：「平成29年4月1日」時点の待機児童数等（区別・年齢別）

区名	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計 (a)	H28.4 からの 増減	待機児童 から除外 するもの (b)	利用 保留数 (a)+(b)
北区	0	2	0	0	1	0	3	▲ 11	218	221
都島区	0	5	0	1	0	0	6	▲ 3	98	104
福島区	2	6	1	0	0	0	9	3	107	116
此花区	2	3	0	1	0	0	6	0	47	53
中央区	0	8	4	0	0	0	12	0	134	146
西区	4	29	6	9	0	0	48	4	186	234
港区	0	0	0	1	0	0	1	▲ 4	78	79
大正区	0	0	0	0	0	0	0	0	43	43
天王寺区	2	14	10	0	0	0	26	▲ 1	141	167
浪速区	0	2	6	1	0	0	9	▲ 10	69	78
西淀川区	1	2	3	0	0	0	6	0	90	96
淀川区	0	11	0	2	2	1	16	▲ 3	229	245
東淀川区	0	12	9	0	1	0	22	16	188	210
東成区	0	0	0	0	0	0	0	0	60	60
生野区	0	9	0	0	0	0	9	9	71	80
旭区	5	10	7	2	0	0	24	11	44	68
城東区	2	40	7	6	0	0	55	19	134	189
鶴見区	0	7	2	2	0	0	11	4	104	115
阿倍野区	4	12	7	0	0	0	23	▲ 2	126	149
住之江区	0	4	0	2	0	1	7	▲ 1	118	125
住吉区	1	16	2	2	0	0	21	12	163	184
東住吉区	1	7	0	0	0	0	8	7	72	80
平野区	0	0	0	0	0	0	0	0	97	97
西成区	2	1	0	0	0	0	3	2	47	50
計	26	200	64	29	4	2	325	52	2,664	2,989

※本資料は「大阪市の保育所等利用待機児童数について（平成29年4月1日現在）」（平成29年5月12日公表）より抜粋しています。

ホームページアドレス⇒ <http://www.city.osaka.lg.jp/hodoshiryo/kodomo/0000398710.html>

※区内の待機児童等の詳細は、各区役所保健福祉センター（保育担当）へお問い合わせください。

送信先 FAX 06-6202-6963

大阪市こども青少年局 保育施策部 保育企画課 あて

**質問票** 大阪市保育送迎バス事業実施法人募集

送信年月日		平成	年	月	日
事業者名					
担当者名					
連絡先	電話				
	FAX				
質問内容					

★質問にあたっての注意事項

- 個別案件の内容については別途、応募相談をお申込みください。
- 質問に対する回答につきまして、原則、個別には行いません。同種の質問と合わせて、大阪市ホームページ上でお答えします。
- 質問の受付については、平成29年11月27日（月）までとします。